

上水道告示第8号

長浜水道企業団事務局規程等の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団  
企業長職務代理者  
局長 前田喜代次

(長浜水道企業団事務局規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表浄水課の項中「、下坂浜浄水場更新検討グループ」を削る。

第4条第2項および第3項を削る。

第6条第1項第2号中「、経営戦略官」を削る。

第9条の2を削る。

第9条の3中「複数の課に関連する事務の調整」を「重要かつ高度な事務の処理」に改め、同条を第9条の2とする。

別表中浄水グループの項中下坂浜浄水場更新検討グループを削る。

(長浜水道企業団職員職名規程の一部改正)

第2条 長浜水道企業団職員職名規程(昭和54年上水道告示第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、経営戦略官」を削る。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。